

福島県緑の募金学校緑化活動促進事業実施要領

第1 目的

県内の学校における緑化活動を促進するため、事業を実施する学校に対し、この要領の定めるところにより、緑の募金を活用して助成金を交付する。

第2 事業の対象

- 1 事業主体は、別表に掲げる学校とする。
- 2 事業対象経費は次のとおりとする。
 - (1) 緑化木、種苗等の経費
 - (2) 緑地管理器材の経費
※器材の購入については本事業の緑化活動のなかで活用されるものに限る。
 - (3) 緑地造成資材の経費
 - (4) その他学校緑化活動に必要な経費

第3 助成金の額

助成金の額は、予算の範囲内で1事業主体あたり2万5千円を上限とする。

第4 事業実施計画書の提出

事業を実施しようとする事業主体は、別に定める期日までに、(公社)福島県森林・林業・緑化協会長(以下「会長」という。)へ事業実施計画書(第1号様式)を提出する。

第5 事業実施決定通知

- 1 会長は、事業実施計画書の内容を審査し、適正と認めたときは、交付を決定するとともに事業主体に通知する。
- 2 事業要望が予算の範囲を超える場合は、緑の少年団活動コンクール等へ参加を計画している学校及び新規の学校を優先して採択する。
- 3 事業実施決定通知後、事業実施計画に変更が生じた場合、事業主体は事前にその変更内容について会長に協議する。

第6 概算払

- 1 事業主体は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書(第3号様式)を会長に提出する。
- 2 会長は、必要があると認めたときは、交付を決定した助成金の範囲内で概算払をすることができる。

第7 事業実績報告及び助成金の請求

事業主体は、事業が完了したときは事業実績報告書（第2号様式）及び請求書（第4号様式）に、事業成果品（写真等）を添えて会長に提出する。

ただし、概算払により助成金の全額を交付済みの場合は、請求書の提出を省略することができる。

第8 助成金の交付

会長は、事業実績報告書及び請求書を審査し、適正と認めたときは助成金を交付する。

第9 その他

この要領に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年度事業から適用する。

この要領は、平成25年 2月 7日より施行する。

この要領は、平成26年 2月13日より施行する。

この要領は、平成27年 3月 6日より施行する。

この要領は、平成28年 3月29日より施行する。

この要領は、平成31年 4月 5日より施行する。

この要領は、令和 2年 4月10日より施行する。

別表（要領第2関係）

要領第2に規定する「学校」とは、下記の要件を満たすものとする。

1 所在地について

福島県内に所在する学校とする。

ただし、東日本大震災及び原発事故の影響により、県内の他の学校施設等に一時移転しているような場合はこの限りではない。

2 対象とする学校の区分

- (1) 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校（義務教育課）
- (2) 私立の小学校、中学校、高等学校（私学・法人課）
- (3) 国立の小学校、中学校、特別支援学校（各 学 校）
- (4) 県立の中学校、高等学校、特別支援学校（高校教育課）